

宮城県地方税滞納整理機構通信

納めLINE

平成27年度
第1号

納めてください(標準語)
納めらいん(宮城の方言)
納めLINE(通信紙名)

平成26年度機構活動結果

H26機構活動結果
平成26年度の機構の活動結果をお知らせします。

平成26年度活動結果

- 引受件数： 811件
- 引受金額： 7億83百万円
- 徴収金額： 3億99百万円
- 徴収率： 51.2%
- 捜索件数： 157件
- 差押件数： 415件

- 引受件数・滞納金額 8百11件
- 7億8千3百万円 ●徴収金額 3億9千9百万円 ●徴収率 51.2%
- 25実績53.2% ●捜索実施件数 157件 ●差押件数 4百15件
- 引受件数のうち3百67件（2億8千万円）が完納となりました。



このほか、納付誓約が97件（8千百万円）、滞納処分中のものが、39件（4千万円）あり、今後納付となる見込みです。

また、滞納者の実情を把握した上で徴収猶予や滞納処分執行停止等の納税緩和措置を適用し、適正な滞納整理を実施しました。

徴収業務のほか、研修会の開催等による市町村支援活動、東北地方で初めてとなる合同公売会、テレビ等のマスメディアを活用した広報活動も行いました。

平成27年度 新事務局長の挨拶

このたび、宮城県地方税滞納整理機構事務局長に就任いたしました宮城県地方税徴収対策室長の三浦でございます。

当機構は、三位一体改革による税源移譲に伴い増加する個人住民税を含む市町村税の滞納額縮減と、市町村職員の徴収技術の向上を図ることを大きな目的として、平成21年度に設置されました。当初は平成23年度までの3年間の限定的な組織として設置されましたが、各方面からの存続要望を受け、2度の期限延長を行い、平成29年度まで設置期間を延長することといたしております。

設立当初からこれまで、徹底した財産調査と捜索等毅然とした姿勢での滞納処分の実施、また、丁寧な納税相談等を通じて必要に応じて納税緩和措置を取るなど、是々非々の姿勢で滞納整理を行ってきております。

こうした機構の取組姿勢も大分浸透し、また職員一人一人が熱意と情熱を持って業務に当たることにより、設立以来、高い徴収率を確保しております。昨年度の徴収実績では、引受額約7億8千万円に対し、納税折衝や滞納処分により約4億円徴収し、徴収率は51.2%と3年連続で5割を超えるなど、滞納繰越額の

全国平均徴収率が約21%であることからすると、驚異的な実績を維持しております。

また、昨年度は、東北では初となる県と市町村との合同公売会を開催するなど、これまで以上に市町村との連携強化に努めたところでございます。

今年度におきましては、約8百80件の徴収困難事案を引き受け、徴収率40%以上を目標に、なお一層個人住民税を含む市町村税の滞納額の縮減に取り組んでまいります。また、市町村の徴収技術向上のため、さまざまな研修等の支援を行うこととしており、滞納は許さないという強い意志で市町村とともに歩んでまいります。

当機構には、参加市町村から多数の職員が派遣されております。派遣職員は、徴収技術のレベルアップやたゆまぬ自己研鑽により人間力を磨き派遣元へ戻ってまいります。一回り大きく育った職員が先導者・伝承者となり、より一層市町村の滞納額縮減が図られるよう、今後とも機構の充実を図ってまいりたいと考えております。

県民の皆様には、機能の目的と業務について、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

平成27年度の体制

平成27年度機構参加自治体は、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、亶理町、山元町、松島町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町に宮城県を含めた24団体です。

機構の事務局は県庁15階の宮城県総務部地方税徴収対策室にあり、県職員6名と参加市町からの派遣職員13名の計19名が徴収専門職員として配置されています。

今年度から、色麻町が機構参加以來始めて職員を1名派遣しております。また、石巻市は震災以降、職員派遣を中断しておりましたが、今年度より職員派遣を再開いたしました。

機構では大口滞納を中心に参加市町村から滞納案件を引き受けて、滞納整理を行います。今年度も4月中旬から案件引受手続きを開始し、滞納整理に着手しているところとす。

また、機構は平成27年度から29年度まで3年間再延長することとなりました。残る3年間は、さらなる県と市町村の連携を強化、徴収業務のレベルアップなどに取り組み、滞納額の縮減を目指してまいります。

機構職員のウオイヌ

【パート1】

某町の役場で『副町長が滞納整理機構へ派遣する職員を探している』という声が2、3年程前から聞こえるようになりました。昨年9月、忘れた頃に私がその話を受け、ご縁があつてこの4月から機構の職員となりました。当町からは初の機構への派遣です。

過去に税務経験があるため、機構の存在や活動は漠然とは知っていましたが、正直自分に、あのような厳しい滞納処分ができるのか不安な気持ちが大きくあります。

数年前、私の派遣元の町と滞納整理機構との意見交換会があり、私は課税担当ではありましたが、徴収担当とともに参加させていただきました。そのとき、ある機構職員の方から『役所の窓口を想像してほしい。』まじめに税金を納めている納期内納税者の隣で滞納者が当然のように同じ行政サービスを受けている状況はおかしい。市町村である程度の各種サービス制限はかけているものの、納期内納税者に申し訳ないし、行政として許されることではない。』というお話をいただきました。数年間税務業務からは離れていましたが、このときの言葉が今でもずっと頭の中に残っており、全体の奉仕者として

行政として住民間の不公平感をなくすことを常に意識するということが、私の公務員としての基礎の部分となりました。そのとき以来、徴収業務は自主財源の確保が市町村に大きく貢献できるほかに、税負担の公平性を確保し納期内納税者へも貢献できる非常にやりがいのある業務だと考えております。

現在、研修やヒアリングを経て、移管通知を発送し、滞納整理機構としての業務が本格化し始めております。まだまだ不安の方が大きいような状況ですが、室の皆さんからご指導を受けながら、滞納者、納期内納税者及び参加市町村のいずれもが納得いただける滞納整理ができる徴税吏員を目指したいと思えます。よろしくお願いいたします。

【パート2】

二月中旬、人事課から急に呼び出しを受け、滞納整理機構へ派遣の話がありました。突然の話であり、機構がどのような所なのかわからず不安な気持ちもありましたが、折角頂いた機会ということでその場ですぐに返事をしました。

派遣の話を受け自分で機構について調べたり、職場の方の話を聞いてみるうちに税経験が全くない自分で大丈夫なのかという不安の気持ちが強くなりました。どうしてすぐに返事をしたのか後悔し始めた頃、上

司が私のことを心配し、以前機構に派遣なつていた方に声をかけていただき話をする場を設けてもらいました。研修等も充実していることで税経験がなくてもしっかり勉強すれば大丈夫と言われ、少し不安が和らぎました。

そのような状態で四月を迎え、機構に派遣となりました。研修を受け、基本的なことから滞納整理の実務についても学びましたが、まだまだ不安があります。しかし、自分の想像よりも室の雰囲気がとても明るく、室全体で滞納整理を行うという姿勢を肌と感じ、また先輩方も基本的な質問であっても、丁寧に教えてくれるため、当初抱いていた不安も徐々になくなつてきました。

最近いよいよ移管案件の折衝が始まりました。緊張することも多々ありますが、研修で学んだことや先輩方から教えて頂いたことを生かし、一人の徴税吏員として自治体の自主財源の確保、大部分の善良な住民の方々との公平性の確保のためにも毅然とした態度で滞納整理を行っていきたくと思えます。

ご意見・ご要望はこちらへ

宮城県地方税滞納整理機構

（宮城県総務部地方税徴収対策室内）

〒980-0857

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL 022-211-6681

FAX 022-211-2289

http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/choutai/